

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から適用する。

一 第一条中農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十六号チ、第二十八条、第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号の改正規定

二 第二条中漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十六号チ、第二十八条、第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号の改正規定

三 第三条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十号チ、第三十四条、第六十六条第三号及び第七十一条第一項第一号の改正規定

(農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から起算して三年を経過する日までの間における

第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(次項において「新

告示」という。) 第二条の二第三項及び第四項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>適用日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>第二条の二第三項</p>	<p>二・五パーセント</p>	<p>〇・六二五パーセント</p>
<p>平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>第二条の二第三項</p>	<p>二・五パーセント</p>	<p>一・二五パーセント</p>
	<p>第二条の二第四項</p>	<p>合計して得た比率</p>	<p>合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率</p>

平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間

第二条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセント
第二条の二第四項	合計して得た比率	合計して得た比率 に百分の七十五を 乗じて得た比率

2 適用日から起算して三年を経過する日までの間における新告示第十四条の二第三項及び第四項の規定の

適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	第十四条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
	第十四条の二第四項	合計して得た比率	合計して得た比率 に百分の二十五を 乗じて得た比率

平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間		平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	
第十四条の二第三項	二・五パーセント	第十四条の二第三項	一・二五パーセント
第十四条の二第四項	合計して得た比率	第十四条の二第四項	合計して得た比率
			合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率
			合計して得た比率に百分の七十五を乗じて得た比率